

毎週火、金曜日發行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

2 その他

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条
第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者
の総数の三分の一の数及び五十分の一の数は次のとおり
である。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙権を有する者の総数

三五四、五四四

選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一一八、一八二

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

七、〇九一

第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 四月十六日 午後一時

二場所 久松閣

三議題

1 投票当日の視察について

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
氣高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一九、〇一二
一九、八五
一七、四八七
七、二八七

一四、二七二
五、六九一
一七、六四一
一八、八三七
八、一〇六

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日火、金

印 発 行 島 取 県 島 取 市 東 町
島 取 县 島 取 市 東 町
島 取 县 印 刷 所